

吹田市公告第 58 号

吹田市交流活動館清掃業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 3 月 24 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名称

吹田市交流活動館清掃業務

(2) 業務場所

吹田市岸部中 1 丁目 22 番 2 号

(3) 契約期間

令和 5 年(2023 年)5 月 1 日から令和 8 年(2026 年) 4 月 30 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

(4) 最低制限価格

設定しない

(5) 入札回数

2 回までとする

2 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であり、参加希望種目として「清掃」の登録をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく本市からの指名停止措置等を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 公告の日から落札決定までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 大阪府内に本店又は支店を有する者であること。

(7) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(1)に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参又は郵送し、入札資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 申請書等の交付

ア 交付期間

令和5年3月24日（金）から令和5年4月11日（火）

申請書はダウンロードにて交付し、郵送・宅配・FAX等による交付はしない。

イ 受付日時

令和5年3月24日（金）から令和5年4月11日（火）まで（土・日・祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）

(3) 提出方法及び受付場所

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留便に限る。提出期限必着のこと。）

イ 受付場所

「17 問合せ先」のとおり

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境トップ>入札・事業者募集・契約）

吹田市交流活動館清掃業務制限付一般競争入札）からダウンロードすること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認の結果は、令和5年4月14日（金）までに、申請者に電子メールにて通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(5) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書類は返却しない。

ウ 申請書類は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は入札に参加することができない。

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年3月24日(金) から令和5年3月30日(木) 17時まで

(2) 提出方法

電子メール

電子メールアドレス kouryukan@city.suita.osaka.jp

(3) 回答期日

令和5年4月6日(木) 17時までにホームページにて回答する。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書等書類一式については吹田市ホームページ（(産業・まちづくり・環境トップ>入札・事業者募集・契約) 吹田市交流活動館清掃業務制限付一般競争入札）からダウンロードすること。

6 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和5年4月20日(木) 午前10時45分

(入札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期する。)

(2) 入札場所

吹田市岸部中1丁目22番2号

吹田市交流活動館 ホール

7 入札方法

(1) 郵送、宅配、電子メール等による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

9 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、上記期間に係る費用の総合計を算出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の保証

免除とする。

ただし落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当す

る金額を納付しなければならない。

1 1 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札書

1 2 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者で、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1 3 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げる契約金額の1年あたりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

1 4 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

1 5 契約予定日

令和5年5月1日（月）

1 6 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」「吹田市委託契約等入札心得書（一般競争入札）」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 契約手続きは、落札業者決定後速やかに行うこと。
- (3) 本契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合にはこの契約を変更し、又は解除することができる。

(4)入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

1.7 問合せ先

吹田市岸部中1丁目22番2号

吹田市 市民部 人権政策室 吹田市交流活動館

電話 (06) 6389-6865

メールアドレス kouryukan@city.suita.osaka.jp